監査結果報告書

[定期監查·財政援助団体等監查]

令和2年度 前期

(令和2年4月~令和2年10月実施分)

佐賀市監査委員

佐市監査第299号 令和2年11月17日

佐 賀 市 議 会 議 長 川原田 裕 明 様 佐 賀 市 長 秀 島 敏 行 様 佐賀市教育委員会教育長 中 村 祐二郎 様 佐賀市農業委員会会長 坂 井 邦 夫 様

佐賀市監査委員 力 久 剛 佐賀市監査委員 福 井 章 司

定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和2年4月から令和2年10月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、帳簿や資産の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目を中心に監査を実施した(公営企業及び財政援助団体等に対する監査を除く。)。

また、議会総務課の補助金に関する監査については、福井章司監査委員は、地方自治法第199 条の2の規定に基づき除斥とした。

(2) 監査の対象等

<定期監査> (財務及び経営管理監査)

監 査 対 象		監査対象期間 監査実施期間		ページ
举入事 势中	議会総務課【一般事務】	平成31年 4月 1日	令和 2年 4月 6日	6
議会事務局	議会総務課【補助金】	令和 2年 3月31日	令和 2年 7月17日	5

監	査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
農林水産部	森林整備課			5
辰你小生品	水産振興課			5
	緑化推進課			6
	道路整備課		令和 2年 4月 6日 令和 2年 7月21日	5
建設部	道路管理課			7
	河川砂防課	令和 2年 7月17		5
	南部建設事務所			5
	協働推進課			5
地域振興部	スポーツ振興課		令和 2年 4月 6日 ~ 令和 2年 7月17日	8
	国民スポーツ大会・全国障 害者スポーツ大会推進課			5
佐賀駅周辺整備構	想推進室		令和 2年 4月 6日	5
東与賀支所			~ 令和 2年 7月21日	5
	人事課			5
総務部	財政課	~ ~	令和 2年 8月 3日	5
	契約監理課		~ 令和 2年10月28日	5
	財産活用課			9

監	査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
総務部	消防防災課		令和 2年 8月 3日 令和 2年10月28日	5
企画調整部	企画政策課			5
経済部	商業振興課			9
観光振興課	観光振興課	令和 2年 4月 1日 · ~	令和 2年 8月 3日 ~ 令和 2年10月29日	5
理培並	循環型社会推進課	令和 2年 7月31日		10
環境部	環境保全課			5
子育て支援部	子育て総務課		令和 2年 8月 3日 令和 2年10月28日	5
富士大和温泉病院	事務部門		令和 2年 8月 3日 令和 2年10月29日	5
農業委員会 事務局	東与賀分室	平成31年 4月 1日 ~ 令和 2年 3月31日	令和 2年 4月 6日 令和 2年 7月21日	5

<財政援助団体等監査>

監 査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
佐賀シティビジョン株式会社 《所管:地域振興部 地域政策課》	平成31年 4月 1日	令和 2年 4月 6日 ~ 令和 2年 7月17日	11
シチメンソウまつり実行委員会 《所管:東与賀支所》	令和 2年 3月31日	令和 2年 4月 6日 令和 2年 7月21日	11
有限会社熊の川温泉ちどりの湯 《所管:経済部 観光振興課》	平成31年 4月 1日 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	令和 2年 8月 3日 令和 2年10月29日	12~ 13

監査実施対象:26課3団体

(3) 指摘事項等の改善について

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項 等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

(4) 定期監査(前期)の監査重点項目設定数

D //	設定	官数
区 分	R2 25課	R1 27課
1 服務関係	4	8
2 文書	1	1
3 収入	5	10
4 支出	1	5
5 契約	21	18
6 工事等の執行	5	2
7 補助金等	9	9
8 財産管理	8	3
9 現金の取扱い	6	19
10 その他	0	0
計	60	75

[※] 区分ごとに、監査重点項目として設定した課の数

(5) 定期監査(前期)における指摘事項等の件数

₩ /\	指摘	事項	検討を求	める事項	注意を求	める事項		+
区分	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1
1 服務関係	0	0	0	0	1	1	1	1
2 文書	0	0	0	0	2	1	2	1
3 収入	0	0	2	1	0	3	2	4
4 支出	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約	0	0	0	0	1	2	1	2
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	1	0	0	0	1
8 財産管理	0	0	0	0	3	4	3	4
9 現金の取扱い	0	1	0	1	1	1	1	l
10 その他	0	1	0	0	0	2	0	3
計	0	1	2	2	8	13	10	16

[※] 財政援助団体等を除く。

26課 33課

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

[※] 公営企業及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

[※] 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

^{※「9} 現金の取扱い」については、令和2年度から独立した区分として設定している。

2 監査の結果

(1) 定期監査

<財務及び経営管理監査>

- 別伤及り性番目と	
	議会事務局 議会総務課【補助金】 (監査重点項目:補助金等)
	農林水産部 森林整備課 (監査重点項目:契約、工事等の執行、補助金等)
	農林水産部 水産振興課 (監査重点項目:契約、工事等の執行)
	建設部 道路整備課 (監査重点項目:契約、工事等の執行)
	建設部 河川砂防課 (監査重点項目:収入、契約)
	建設部 南部建設事務所 (監査重点項目:収入、契約、工事等の執行)
	地域振興部 協働推進課 (監査重点項目:契約、補助金等)
	地域振興部 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課
	(監査重点項目:服務関係、契約)
	佐賀駅周辺整備構想推進室 (監査重点項目:契約)
監査の対象	東与賀支所 (監査重点項目:契約、財産管理、現金の取扱い)
	総務部 人事課 (監査重点項目:契約、補助金等)
	総務部 財政課 (監査重点項目:服務関係、財産管理)
	総務部 契約監理課 (監査重点項目:契約、財産管理)
	総務部 消防防災課 (監査重点項目:支出、契約、補助金等)
	企画調整部 企画政策課 (監査重点項目:契約、補助金等)
	経済部 観光振興課 (監査重点項目:現金の取扱い)
	環境部 環境保全課 (監査重点項目:服務関係、契約)
	子育て支援部 子育て総務課 (監査重点項目:収入、契約、補助金等、現金の取扱い)
	富士大和温泉病院 事務部門 (監査重点項目:設定なし)
	農業委員会事務局 東与賀分室(監査重点項目:現金の取扱い)
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監査の対象	議会事務局 議会総務課 【一般事務】
監査重点項目	文書、現金の取扱い
	○注意を求める事項
	現金の管理について
	災害見舞金として寄附受納した現金について、金融機関への払込みまで2か
	月間程度、執務室内の金庫で保管していた。また、その間、現金出納簿への記
監査の結果	載がなかった。
	現金を取り扱う業務はリスクが高く、実際の現金在高を明確にするため、佐
	賀市財務規則第32条第5項の規定に基づき、現金は収納の都度、現金出納簿
	へ記載し速やかに払い込まれたい。

か 木 の 4 色	7. 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
監査の対象	建設部 緑化推進課
監査重点項目	収入、契約、財産管理
	○検討を求める事項
	納入通知書の発行について
	行政財産目的外使用における納入通知書の発行が、4件全て調定日の4月1
	日から3か月以上経過した7月に行われていた。
監査の結果	このことについては、前回の定期監査においても注意を求めていたが、改善さ
	れていなかった。
	適正な事務処理に努めるとともに、事務の進捗管理について、部署内でのチェ
	ック体制の構築を検討されたい。

監査の対象	建設部 道路管理課
監査重点項目	服務関係、契約、財産管理
監査の結果	○注意を求める事項 日日雇用職員の賃金について 日日雇用職員の出勤日数や、欠勤時間の積算方法を誤ったため、賃金の支給誤りがあった。 賃金の支払いについては、人事・給与等の手引きに基づき、適正に処理されたい。 行政財産目的外使用許可業務について 行政財産目的外使用許可の申請時に、使用場所について図面等で明確に示されていないまま許可を行ったため、許可する場所が不明確なものがあった。また、使用料を減免する場合に、減免申請書を徴取しておらず、全額免除の場合には、使用料の算定自体を行っていなかった。さらに、使用料が発生する場合において、調定日が許可日と異なっていた。複数職員による確認やチェックシートの活用及び使用場所の現地確認など、行政財産目的外使用許可業務に係る事務の改善を行い、適正に処理されたい。

監査の対象	地域振興部 スポーツ振興課
監査重点項目	契約、補助金等、財産管理
	○注意を求める事項
監査の結果	た。 また、目的外使用許可の起案において、使用料の算定に係る数値の根拠を明確に示さないまま決裁を受けているものも数多く見られた。 複数職員による確認や、チェックシートを活用するなどして、事務に遺漏のないよう注意されたい。
	行政財産目的外使用料の算定について 体育施設への自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料について、算定を 誤り過少に徴収していたもの、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う変更 処理を行っていないものがあった。 適正に処理されるとともに、今後の使用料の算定事務において、誤りや遺漏 のないよう確認を徹底されたい。

監査の対象	総務部 財産活用課
監査重点項目	収入、契約、財産管理
監査の結果	○注意を求める事項 行政財産目的外使用料の例外的な取扱いについて 令和2年6月に移転した久保田支所において、移転前からの使用者の行政財産目的外使用料について、通常は移転後の久保田支所での使用面積等で算定するところ、移転前の久保田支所の使用料の1.05倍を上限として算定していた。 このことについて、その経緯や使用者との交渉記録等が残されておらず、使用許可の起案文にも記載されていなかった。 例外的な取扱いをする場合は、関係者と十分な協議を行った上で、佐賀市公文書の作成に関する指針に基づき、その記録を作成、報告するとともに、意思決定を行う起案文にその経緯等を明記するべきと考える。同様のことについては、前回の定期監査でも注意を求めていたが、改善されていなかった。 市の収入にかかわる重要な事務であるので、事務処理の見直しを図り、再発防止に努められたい。 行政財産目的外使用料の減免について 行政財産目的外使用料の減免について ・ で政財産目的外使用料の減免について ・ で政財産目の外使用料の減免額の正当性を判断する際に必要であると考えられるので、起案文に減免する理由や根拠を明記するとともに、事実を裏付ける資料を漏れなく添付されたい。

監査の対象	経済部 商業振興課	
監査重点項目	契約、工事等の執行、補助金等	
監査の結果	 ○注意を求める事項 指名停止業者との契約について 地場産品交流会館自動体外式除細動器 (AED) 賃貸借契約について、令和2年4月1日付けで随意契約しているが、契約の相手方は令和2年3月31日から令和2年5月31日まで指名停止となっていた。 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に基づき、指名停止中の業者を随意契約の相手方としないよう注意されたい。 	

監 査 の 対 象 環境部 循環型社会推進課	
監査重点項目	契約、財産管理、現金の取扱い
監査の結果	○検討を求める事項 納入通知書の発行について 行政財産目的外使用における納入通知書の発行が、3件全て調定日の4月1日から4か月以上経過した8月に行われていた。 このことについては、前回の定期監査においても注意を求めていたが、改善されていなかった。 適正な事務処理に努めるとともに、事務の進捗管理について、部署内でのチェック体制の構築を検討されたい。

(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体	佐賀シティビジョン株式会社		
所 在 地	佐賀市天神三丁目2番24号		
所 管 課	地域振興部 地域政策課		
財政援助等の内容	公の施設の管理(指定管理者)		
管理する施設名	佐賀市有線テレビ		
指定管理料	40,332,000円(令和元年度)		
協定期間	平成27年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで		
	令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで		
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。		

監査対象団体		シチメンソウ	7まつり実行委員会			
所	在	地	佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地			
所	管	課	東与賀支所			
財政援助等の内容		補助金				
補助金の名称		シチメンソウ	7まつり開催費補助金			
令 和	元年	三度	補助額	6,800,000円	団体の全収入に対 する補助金の割合	84.2%
監査	監 査 の 結 果 財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。			にいた。		

監査対象団体	有限会社熊の川温泉ちどりの湯			
所 在 地	佐賀市富士町大字上熊川204番地8			
所 管 課	経済部 観光振興課			
財政援助等の内容	出資金			
基本財産	3,000,000円			
出 資 額	1,500,000円			
出 資 率	5 0 %			
監査の結果	 ○検討を求める事項 金計事務について 有限会社熊の川温泉ちどりの湯の会計事務において、支出等に伴う領収書に宛名やただし書きのないものが散見された。また、前回の監査で指摘した会計事務の基準となる会計規程等も整備されていなかった。 支出等においては、宛名等の記載がされた領収書を徴取するとともに、適正な会計事務を行うため、会計規程等の整備を指導されたい。 ○注意を求める事項 土地の賃借料について 佐賀市衡の湯の建物敷地等の土地の借上げに対する賃借料については、佐賀市の土地の貸付料の計算式を準用して支出している。計算式のうち、路線価については、固定資産評価額の根拠となる路線価を基にしているが、数年前の路線価が変更されずに使用されていた。 土地の賃借料については、適正な路線価を反映し積算されるとともに、今後の賃借料の算定事務において、遺漏のないよう確認を徹底されたい。 利用料金について 佐賀市衡の湯では、有限会社熊の川温泉ちどりの湯が指定管理者となり、施設の管理運営を行っているが、利用者へのサービス向上及びリピーター確保のために実施している入館料の無料券や割引券の発行等について、佐賀市衡の湯条例第9条第4項に規定する減免等の承認手続を行っていなかった。 入館料の減免等について、条例に基づき承認手続を行うよう指導されたい。 			

指定管理に係る事務について

地方自治法第244条の2第7項及び佐賀市公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例第4条において、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設に関して事業報告書を作成し、市長へ提出しなければならないと規定されている。しかし、佐賀市鵆の湯の管理に関する協定書第13条において、事業報告書の提出については、基本協定の期間の終了後に作成し提出しなければならないと規定しており、毎年度終了後の提出は行われていなかった。

また、年度協定の締結起案において、起案文に指定管理料の金額の記載はあるが、積算の根拠等が記載されておらず、指定管理料がどのようにして算出されたのか不明であった。

事業報告書は公の施設の管理運営及び収支状況等を確認するものであるため、提出について条例等に基づき適正に処理されるとともに、佐賀市公文書の作成に関する指針に基づき、起案文書には意思決定の判断に必要な事項を全て記載されたい。

販売管理

佐賀市鵆の湯の施設内にお土産処があり、生鮮食品等の販売を行っているが、 仕入れた物品について、在庫数や廃棄数が把握できておらず、在庫帳簿等もな く、在庫管理が不十分な状況であった。

また、物品販売等の日々の収入金について、電子マネーや割引券との併用及び 職員の多忙さやレジスターの変更による不慣れな状況等での事務処理の誤りに より、収納した現金と帳簿上の金額の相違が見られた。

仕入れの際の商品選定や数量も含めて、効率的で適正な物品販売を行うため、 物品の在庫数等について管理を行うことや、現金等の収納事務において、従業 員への経理事務の指導や研修等を実施されるよう指導されたい。